

## 2 手続編

---



## 第4章 許可申請等の手続

---

1	手続の流れ.....	4
2	標準処理期間.....	6
3	許可申請に必要な書類等 .....	7
4	代理申請 .....	23
5	申請手数料.....	24
6	許可又は不許可の通知 .....	25
7	許可情報の公表 .....	26
8	許可申請の取り下げ.....	28
9	工事着手の届出 .....	29
10	軽微な変更に係る届出 .....	30
11	変更許可の申請 .....	31
12	中間検査の申請 .....	37
13	完了検査の申請、確認検査の申請.....	41
14	許可工事廃止の届出.....	43
15	許可工事休止の届出.....	44
16	許可工事再開の届出.....	45
17	許可に基づく地位の承継 .....	46

1 手続の流れ

土地の形質の変更に関する工事の手続の流れを図 4-1 に、土石の堆積に関する工事の手続の流れを図 4-2 に示しています。

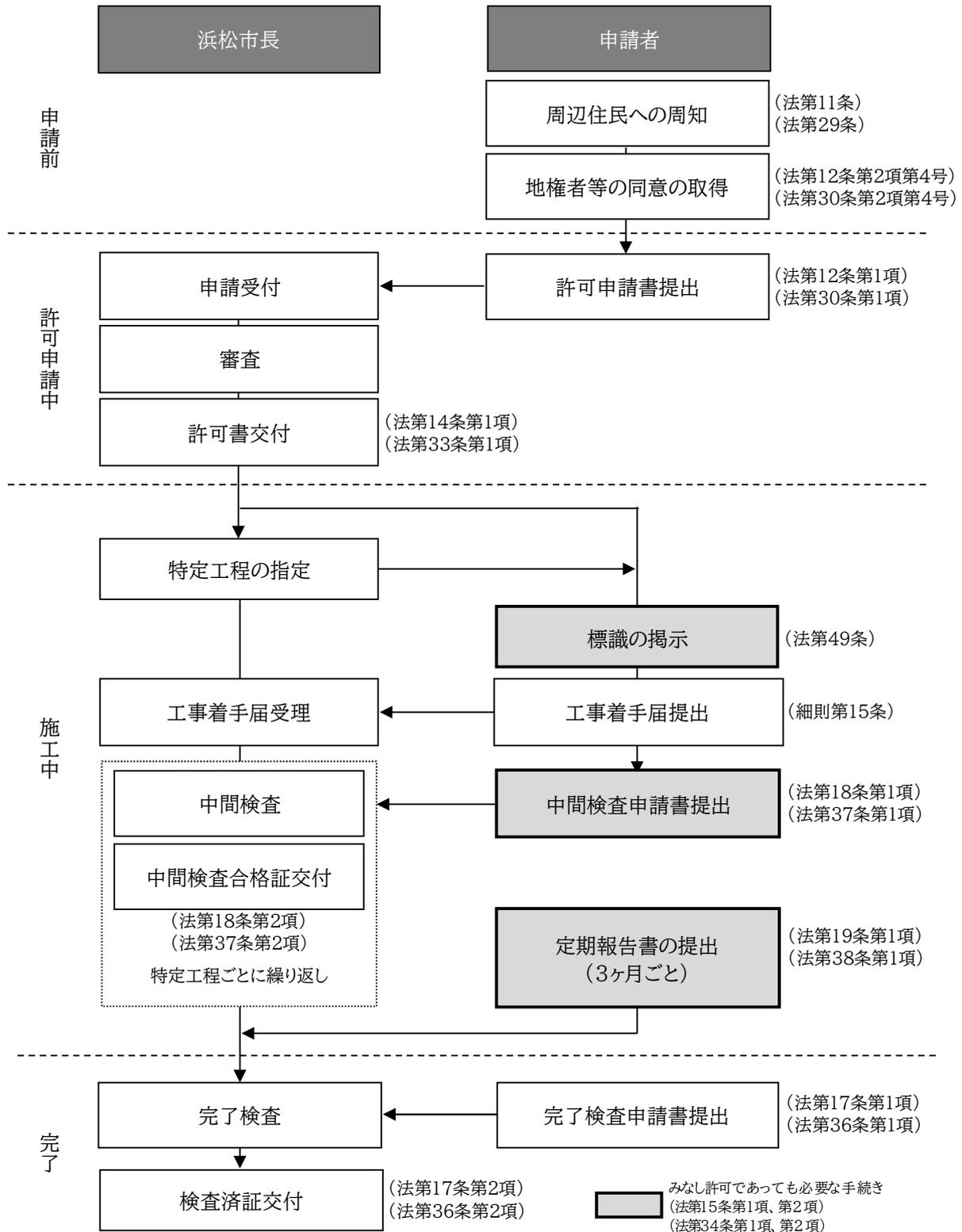


図 4-1 土地の形質変更に関する工事の手続きの流れ

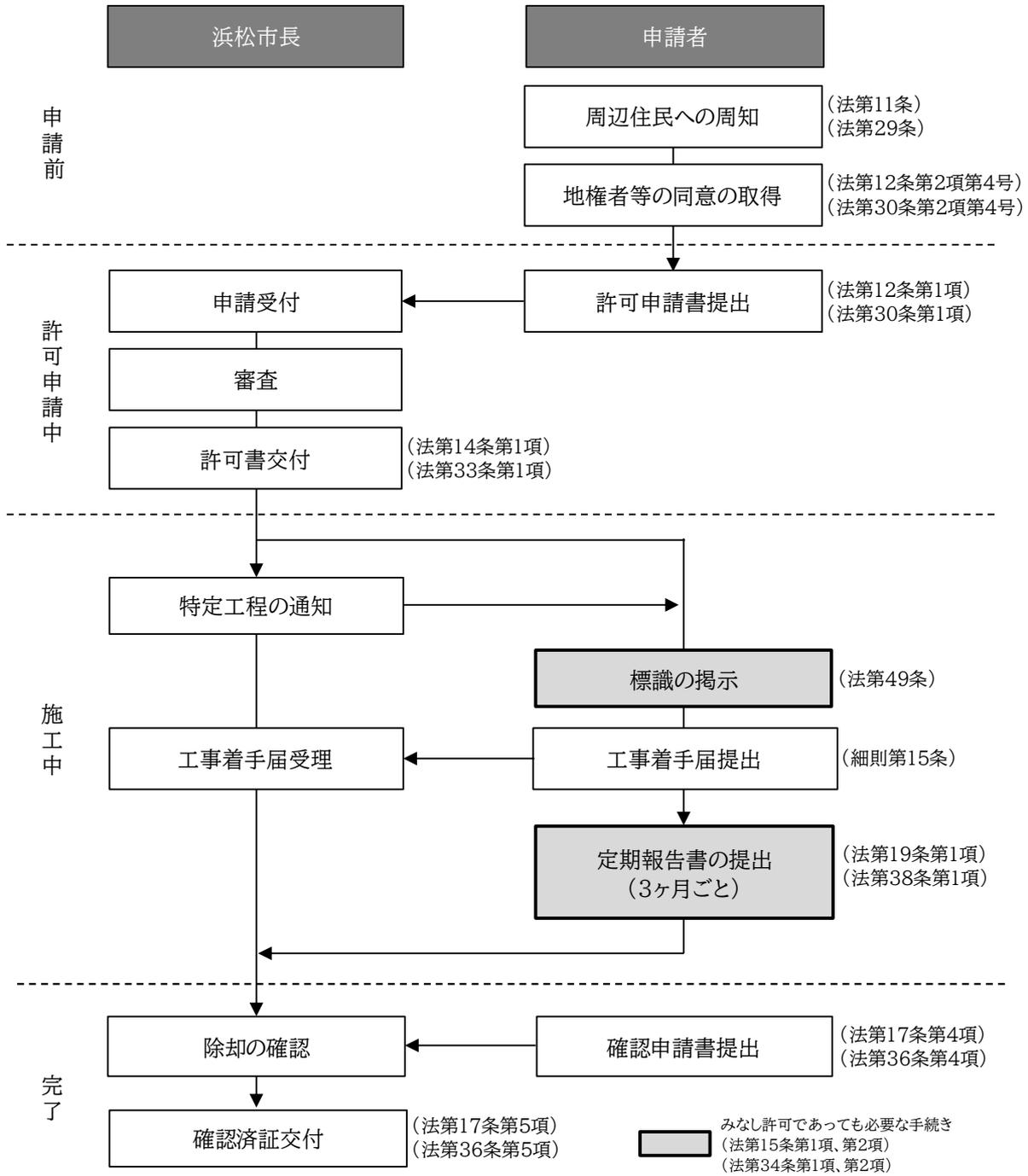


図 4-2 土石の堆積に関する工事の手続きの流れ

2 標準処理期間

標準処理期間とは、申請が行政庁に到達してから行政庁が当該申請に対する処分を行うまでに、通常要する標準的な目安となる期間のことです。不備のある申請を補正するための期間は含みません。また、標準処理期間の日数は開庁日で計算し、土曜日、日曜日及び祝祭日等は含みません。標準処理期間は、あくまで標準的な処理期間であり、申請内容等によっては、実際の処理日数が標準処理期間を超える場合があります。

浜松市では、標準処理期間を次のように定めています。また、農地法の許可申請と同様に、許可申請の受付は毎月25日（25日が閉庁日の場合は、当該日の前日以前の直近の開庁日）とします。受付締め日を過ぎた申請は、翌月の申請受付となります。

表 4-1 標準処理期間

標準処理期間(日)		
土地の形質変更	工事の許可	30
	政令第7条第2項第2号に規定する土地において同号に規定する盛土をする場合の工事の許可	90
	工事の変更の許可	30
	令第7条第2項第2号に規定する土地において同号に規定する盛土をする場合の工事の変更の許可	90
	工事の完了検査	14
	工事の中間検査	14
土石の堆積	工事の許可	30
	政令第25条第2項に規定する規模の土石の堆積を行う場合の工事	60
	工事の変更の許可	30
	政令第25条第2項に規定する規模の土石の堆積を行う場合の工事の変更の許可	90
	除却の確認	14
法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付(省令第88条適合証明)		14
許可不要証明		20

補足

- ・標準処理期間は、あくまで申請の処理にかかる期間の「目安」を定めたものなので、必ず標準処理期間内に応答があるとは限りません。また、その期間を経過したからといって直ちに行政庁が違法を問われるものでもありません。
- ・標準処理期間（宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）、令和5年5月26日、国官参宅第12号）

## 3 許可申請に必要な書類等

## 法令

## 【省令】

## 第7条（宅地造成等に関する工事の許可の申請）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第12条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第2の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下同じ。）に提出しなければならない。

- 一 次の表に掲げる図面 略
  - 二 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置するときは、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
  - 三 令第7条第2項第2号に規定する土地において同号に規定する盛土をするときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書
  - 四 令第8条第1項第2号口の崖面を擁壁で覆わないときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書
  - 五 第1号の表に掲げる図面（令第21条各号に掲げる措置に係るものに限る。）を作成した者が令第22条各号に掲げる資格を有する者であることを証する書類
  - 六 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真
  - 七 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下この条及び第16条第3項第1号イにおいて同じ。）の写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類
  - 八 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類
    - イ 登記事項証明書
    - ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類
  - 九 別記様式第3の資金計画書
  - 十 法第12条第2項第4号の全ての同意を得たことを証する書類
  - 十一 法第11条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類
  - 十二 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が宅地造成又は特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第12条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第4の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 次の表に掲げる図面 略
  - 二 第32条に定める措置を講ずるときは、当該措置の内容が適切であることを証する書類
  - 三 第34条第1項各号に掲げるいずれかの措置を講ずるときは、当該措置の内容が適切であることを証する書類
  - 四 土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真
  - 五 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類
  - 六 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類
    - イ 登記事項証明書
    - ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類
  - 七 別記様式第5の資金計画書
  - 八 法第12条第2項第4号の全ての同意を得たことを証する書類
  - 九 法第11条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類
  - 十 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

## 第63条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請）

特定盛土等に関する工事について、法第30条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第2の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 第七条第一項第1号から第11号までに掲げる書類
  - 二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第12条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第4の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 第7条第2項第1号から第九号までに掲げる書類

## 第2編 手続編

- 二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

### 【細則】

#### 第13条（宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請の添付書類）

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）第7条第1項第12号及び第63条第1項第2号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 土地の求積図
  - (2) 工事主に当該工事を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類として市長が別に定めるもの
  - (3) 工事施行者に当該工事を完成するために必要な能力があることを証する書類として市長が別に定めるもの
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
- 2 省令第7条第2項第10号及び第63条第2項第2号の規則で定める書類は、前項各号に掲げるものとする。

## 解説

許可申請又は届出は、所定の様式に必要な書類等を添付したものを提出することにより行います。正本1部及び副本1部並びに省令及び細則に定める添付書類1部を提出してください。

なお、申請書、添付書類等に記載された個人情報、法の運用を目的として、関係機関（関係法令の所管部局、警察、関係自治体等）への情報提供及び許可情報の公表に利用します。

### 許可申請に必要な書類等

宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可申請に必要な図書は表4-2及び表4-4のとおりです。土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な図書は表4-3、表4-4のとおりです。なお、申請内容により、工事の安全性を確かめるため、その他の図書の添付を求める場合があります。また、以下に掲げる書類は、取得から3か月以内のものを提出してください。

- (1) 官公庁等が発行する書類（登記事項証明書、住民票の写し、納税証明書）
- (2) 公図写し
- (3) 残高証明又は融資証明
- (4) 権利者の同意を証する書類

表4-2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請に必要な書類

種別	書類名称	根拠規定	備考	様式
許可申請書	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書	省令第7条第1項 省令第63条第1項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正本及び副本を提出すること(複写不可)</li> <li>・工事主が法人の場合、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載すること(代表者は登記事項証明書で代表権を確認できる者とする)</li> <li>・緯度及び経度は、秒について小数第一位まで記入すること</li> <li>・緯度及び経度は現地での測量のほか、国土地理院が公表している地理院地図等で調べる</li> <li>・工事に係る土地が宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域内に跨る場合にあっては、宅地造成等工事規制区域を選択すること</li> </ul>	省令別記様式第2
	委任状	行政書士法第1条の3、建築士法第21条ほか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代理人が許可申請手続き及び許可書等の受領等を行う場合は、委任状、受任者(代理人)、委任事項及び作成日が記載された委任状の提出が必要。</li> <li>・行政書士法による場合は、行政書士個人又は行政書士法人が代理人となる</li> <li>・建築士法による場合は、建築士個人が代理人となる</li> <li>・委任状は許可申請者である工事主が作成するものなので、代理人が修正及び追記することはできない</li> </ul>	参考様式7 (これによらない場合も可)
地盤調査・構造計算書・安定計算書	擁壁の構造計算書	省令第7条第1項第2号 省令第63条第1項第1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合に提出すること</li> <li>・擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載したもの(基礎ぐいを用いる場合は、杭の工事施工計画及び構造計算書を含む)</li> <li>・浜松市標準構造図の構造とする場合は、地盤の許容応力度の検討を除き提出不要(ただし、基礎ぐいを用いる場合その他標準構造図の適用条件と異なる場合は除く)</li> </ul>	
	崖面崩壊防止施設の構造計算書	省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号 細則第13条第1項第4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・崖面崩壊防止施設を設置する場合に提出すること</li> <li>・崖面崩壊防止施設の概要、構造計画、土圧等によって損壊、転倒、滑動又は沈下しない構造であることを確かめた算定を記載したもの</li> </ul>	
	土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書	省令第7条第1項第3号 省令第7条第1項第4号 省令第63条第1項第1号 省令第63条第1項第2号 細則第13条第1項第4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令第7条第2項第2号に規定する溪流等の土地において同号に規定する盛土をすつときに提出すること</li> <li>・令第8条第1項第1号口の崖面を擁壁で覆わないときに提出すること</li> <li>・谷埋め型大規模盛土造成地、腹付け型大規模盛土造成地、高さ15mを超える盛土となる場合に提出すること</li> <li>・その他審査基準において提出を義務付けている場合に提出すること</li> </ul>	
	土質試験その他の調査又は試験の結果をまとめた書類	省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号 細則第13条第1項第4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許可の前に実施した調査結果を提出すること。ただし、建築基準法施行令第93条ただし書きの表による場合は、許可後擁壁等の工事の着手前に提出することができる。</li> </ul>	
	地盤の置換え、地盤改良の計算書	省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号 細則第13条第1項第4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤改良の概要及び計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書並びに改良した地盤の安定計算を記載した安定計算書を提出すること</li> </ul>	
設計者の資格	実務経験証明書	省令第7条第1項第5号 省令第63条第1項第1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さが5mを超える擁壁を設置に係る図面を作成した場合に提出すること</li> <li>・盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置に係る図面を作成した場合に提出すること</li> </ul>	参考様式1
	卒業証書、卒業証明書又は在学期間を証する書類	省令第7条第1項第5号 省令第63条第1項第1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実務経験証明書で申告する資格が学歴(令第22条第1～4号)である場合に提出すること</li> <li>・実務経験証明書で申告する資格が学歴(令第22条第5号、告示第1005号第1号)である場合に提出すること</li> <li>・複写可</li> </ul>	
	登録講習機関が行う講習を修了したことを証する書類	省令第7条第1項第5号 省令第63条第1項第1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実務経験証明書で申告する資格が都市計画法施行規則第19条第1号トに規定する講習を終了したもの(規則第35条第1号)である場合に提出すること</li> <li>・複写可</li> </ul>	

第2編 手続編

種別	書類名称	根拠規定	備考	様式
設計者の資格	技術士二次試験合格証、技術士二次試験合格証明書又は技術士登録等証明書	省令第7条第1項第5号 省令第63条第1項第1号	・実務経験証明書で申告する資格が一級建築士(令第22条第5号、告示第1005号第2号)である場合に提出すること ・複写可	
	一級建築士免許証又は一級建築士登録証明書	省令第7条第1項第5号 省令第63条第1項第1号	・実務経験証明書で申告する資格が一級建築士(令第22条第5号、告示第1005号第3号)である場合に提出すること ・複写可	
写 現 況	現況写真	省令第7条第1項第6号 省令第63条第1項第1号	・盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真 ・工事をする土地の区域を明示すること(赤線で囲むこと) ・2方向以上で、撮影日時、敷地の現況、接道する道路の現況、崖及び擁壁の現況がわかるもの	
工事主の資力及び信用(個人の場合)	氏名及び住所を証する書類(住民票の写し、個人番号カードの写し、その他)	省令第7条第1項第7号 省令第63条第1項第1号	・住民票の写しは、申請日前3ヶ月以内に取得したもの(複写不可) ・住民票の写し、個人番号カードの写しのほか、運転免許証の写し、在留証明の写し、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し、運転経歴書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る)の写しでもよい ・住民票の写し以外の書類については複写可 ・住民票の写しは、個人番号が記載されていないもの ・個人番号カードの写しは、個人番号が記載されていない表面の写しのみを提出すること	
	暴力団等に該当しないことの誓約書	省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号 細則第13条第1項第2号		参考様式6
	納税証明書	省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号 細則第13条第1項第2号	・住民税のもの(複写可) ・前年度のもの	
	資金計画書	省令第7条第1項第9号 省令第63条第1項第1号		省令別記様式第3
	金融機関等が発行する工事主への融資証明書	省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号 細則第13条第1項第2号	・借入金で申請に係る工事を施行する場合に提出すること ・申請日前3ヶ月以内に取得したもの(複写可) ・融資証明書には、以下の内容を明記すること ①申請に係る工事の資金であること ②証明書の宛先は浜松市長とすること	
	融資元の預金残高証明書	省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号 細則第13条第1項第2号	・借入金で申請に係る工事を施行する場合で、融資元が金融機関でない場合に提出すること ・申請日前3ヶ月以内に取得したもの(複写可)	
	金融機関が発行する工事主の預金残高証明書	省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号 細則第13条第1項第2号	・自己資金で申請に係る工事を施行する場合に提出すること ・申請日前3ヶ月以内に取得したもの(複写可)	
	その他盛土等に要する資金を調達することができることを証する書類	省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号 細則第13条第1項第2号	・申請日前3ヶ月以内に取得したもの(複写可)	

種別	書類名称	根拠規定	備考	様式
工事主の 資力及び 信用（法 人の場合 ）	登記事項証明書	省令第7条第1項第8号イ 省令第63条第1項第1号	・申請日前3ヶ月以内に取得したもの（複写不可） ・履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書とする	
	役員全員の氏名及び住所を証する書類（住民票の写し、個人番号カードの写し、その他）	省令第7条第1項第8号ロ 省令第63条第1項第1号	・会社法その他の法人の根拠法において規定する役員全員のもの ・住民票の写しは、申請日前3ヶ月以内に取得したもの（複写不可） ・住民票の写し、個人番号カードの写しのほか、運転免許証の写し、在留証明の写し、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し、運転経歴書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る）の写しでもよい ・住民票の写し以外の書類については複写可 ・住民票の写しは、個人番号が記載されていないもの ・個人番号カードの写しは、個人番号が記載されていない表面の写しのみを提出すること	
	暴力団等に該当しないことの誓約書	省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号 細則第13条第1項第2号		参考様式6
	納税証明書	省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号 細則第13条第1項第2号	・法人市民税及び法人事業所税についてのもの（複写可） ・直前1年の事業年度におけるもの	
	法人の設立から最新月までの法人市民税及び法人事業所税申告のための基礎資料	省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号 細則第13条第1項第2号	・工事主が設立1年未満の法人の場合に提出すること	
	資金計画書	省令第7条第1項第9号 省令第63条第1項第1号		省令別記様式第3
	金融機関等が発行する工事主への融資証明書	省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号 細則第13条第1項第2号	・借入金で申請に係る工事を施行する場合に提出すること ・申請日前3ヶ月以内に取得したもの（複写可） ・融資証明書には、以下の内容を明記すること ①申請に係る工事の資金であること ②証明書の宛先は浜松市長とすること	
	融資元の預金残高証明書	省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号 細則第13条第1項第2号	・借入金で申請に係る工事を施行する場合で、融資元が金融機関でない場合に提出すること ・申請日前3ヶ月以内に取得したもの（複写可）	
	金融機関が発行する工事主の預金残高証明書	省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号 細則第13条第1項第2号	・自己資金で申請に係る工事を施行する場合に提出すること ・申請日前3ヶ月以内に取得したもの（複写可）	
	その他盛土等に要する資金を調達することができることを証する書類	省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号 細則第13条第1項第2号	・申請日前3ヶ月以内に取得したもの（複写可）	
土地所有者等の 同意	地権者一覧表	省令第7条第1項第10号 省令第63条第1項第1号		参考様式4
	同意書	省令第7条第1項第10号 省令第63条第1項第1号	・申請日前3ヶ月以内に取得したもの	参考様式5

第2編 手続編

種別	書類名称	根拠規定	備考	様式
土地所有者等の同意	土地登記事項証明書	省令第7条第1項第10号 省令第63条第1項第1号	・申請日前3ヶ月以内に取得したもの(複写可) ・登記事項全部証明書又は登記事項現在事項証明書とする ・登記情報提供サービスにて閲覧できる登記情報を印刷した書類も可	
	同意者の氏名及び住所を証する書類(住民票の写し、個人番号カードの写し、その他)	省令第7条第1項第10号 省令第63条第1項第1号	・申請日前3ヶ月以内に取得したもの(全て複写可) ・住民票の写し、個人番号カードの写しのほか、運転免許証の写し、在留証明の写し、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し、運転経歴書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る)の写しでもよい ・法人の場合は履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書とする(複写可) ・登記事項証明書に記載された氏名及び住所が同意した時点のものとは異なる場合は、その関係性を証する書類(複写可)	
住民周知	周知措置報告書	省令第7条第1項第11号 省令第63条第1項第1号		参考様式2
	周知を行ったことを明らかにする書類	省令第7条第1項第11号 省令第63条第1項第1号	説明会:①説明に使用した資料、②周知をした範囲を示した書類、③議事録 書面配布:①配布した資料、②周知をした範囲を示した書類 掲示及びネット掲示:①掲示した資料、②掲示の状況が確認できる写真、 ③掲示箇所を示した書類、④ウェブページを印刷したもの	
工事施行者の能力	登記事項証明書	省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号 細則第13条第1項第3号	・申請日前3ヶ月以内に取得したもの(複写可) ・履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書又は登記事項要約書とする ・登記情報提供サービスにて閲覧できる登記情報を印刷した書類も可	
	建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書	省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号 細則第13条第1項第3号	・複写可	
その他	大臣認定擁壁を証する書類	省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号 細則第13条第1項第6号	・政令第17条の規定による擁壁を設置する場合に提出すること ・大臣認定書の写し、大臣認定に係る使用条件を示した書類及び設計、工事施行、工事監理、検査に係るマニュアル又はその他これに類するものを提出すること	
	透水マットの仕様に係る書類	省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号 細則第13条第1項第4号	・透水マットを使用する場合に提出すること ・透水マット協会の認定証、設計・施行容量及びカタログその他これに類するものを提出すること	
	排水施設の流量計算書	省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号 細則第13条第1項第4号		

種別	書類名称	根拠規定	備考	様式
その他	地下水排除工に係る排水施設の設計図書	省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号 細則第13条第1項第4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・溪流等の土地に盛土をする場合に提出すること</li> <li>・雨水その他の地表水が集中しやすい地形又は地下水が集中しやすい地形である土地に盛土をする場合に提出すること</li> <li>・盛土内に地下水(湧水)が侵入するおそれがある場合(工事着手後に確認された場合も含む。)に提出すること</li> <li>・腹付け型大規模盛土造成地となる場合に提出すること</li> <li>・高さ15mを超える盛土をする場合に提出すること</li> <li>・圧密排水が想定される軟弱地盤や粘土層の上に盛土をする場合に提出すること</li> <li>・集水区域の範囲を示した図面、集水区域の求積図及び求積表並びに流量計算書を提出すること</li> </ul>	
	雨水流出抑制施設の設計図書	省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号 細則第13条第1項第4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放流先管理者との協議により、雨水流出抑制施設を設置する場合に提出すること</li> <li>・集水区域の範囲を示した図面、集水区域の求積図及び求積表並びに放流先河川又は水路の流下能力を算定した流量計算書を提出すること</li> <li>・雨水流出抑制施設の構造、容量、放流口及び余水吐の断面並びに水理計算書等を提出すること</li> </ul>	
	工程表	省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号 細則第13条第1項第4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定工程に係る工事がある場合はその施工時期を明示すること</li> <li>・工事着手の届出時に提出することもできる</li> </ul>	任意様式
	その他市長が必要と認める書類	省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号 細則第13条第1項第4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許可基準に適合していることを確認するため又は宅地造成若しくは特定盛土等に伴う災害を防止するためのもの</li> </ul>	
図面	図面	省令第7条第1項第1号 省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号 細則第13条第1項第1号 細則第13条第1項第4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「図面の詳細」を参照すること</li> </ul>	

表 4-3 土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類

種別	書類名称	根拠規定	備考	様式
許可申請書	土石の堆積に関する工事の許可申請書	省令第7条第2項 省令第63条第2項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正本及び副本を提出すること(複写不可)</li> <li>・工事主が法人の場合、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載すること(代表者は登記事項証明書で代表権を確認できる者とする)</li> <li>・緯度及び経度は、秒について小数第一位まで記入すること</li> <li>・緯度及び経度は現地での測量のほか、国土地理院が公表している地理院地図等で調べる</li> <li>・工事に係る土地が宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域内に跨る場合にあっては、宅地造成等工事規制区域を選択すること</li> </ul>	省令別記様式第4
	委任状	行政書士法第1条の3、建築士法第21条ほか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代理人が許可申請手続き及び許可書等の受領等を行う場合は、委任状、受任者(代理者)、委任事項及び作成日が記載された委任状の提出が必要。</li> <li>・行政書士法による場合は、行政書士個人又は行政書士法人が代理人となる</li> <li>・建築士法による場合は、建築士個人が代理人となる</li> <li>・委任状は許可申請者である工事主が作成するものなので、代理人が修正及び追記することはできない</li> </ul>	参考様式7 (これによらない場合も可)
地盤調査・安定計算書	土石の崩壊防止措置の設計図書	省令第7条第2項第2号 省令第63条第2項第1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省令第32条に定める措置(構台の設置等の措置)を講じる場合に提出すること</li> <li>・構台等の設計図書</li> <li>・周辺の安全確保及び柵等の設置に関する計画</li> <li>・堆積箇所の配置及び空地確保に関する計画</li> </ul>	
	土砂流出防止措置の設計図書	省令第7条第2項第3号 省令第63条第2項第1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省令第34条第1項各号に掲げるいずれかの措置(堆積した土石の周囲に鋼矢板等を設置する等の措置)を講じる場合に提出すること</li> <li>・鋼矢板の設計図書</li> <li>・土石周囲の排水、地表水の浸透防止措置に関する計画</li> <li>・土石の傾斜部の安定化に関する計画</li> </ul>	
	土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書	省令第7条第2項第10号 省令第63条第2項第2号 細則第13条第1項第4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ5mを超え土石の堆積となる場合に提出すること</li> </ul>	
	地盤調査その他の調査又は試験の結果をまとめた書類	省令第7条第2項第10号 省令第63条第2項第2号 細則第13条第1項第4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ5mを超え土石の堆積となる場合に提出すること</li> <li>・許可の前に実施した調査結果を提出すること</li> </ul>	
	地盤の置換え、地盤改良の計算書	省令第7条第2項第10号 省令第63条第2項第2号 細則第13条第1項第4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤改良の概要及び計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書並びに改良した地盤の安定計算を記載した安定計算書を提出すること</li> </ul>	
写 現 況	現況写真	省令第7条第2項第4号 省令第63条第2項第1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土石の堆積をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真</li> <li>・工事をする土地の区域を明示すること(赤線で囲むこと)</li> <li>・2方向以上で、撮影日時、敷地の現況、接道する道路の現況、崖及び擁壁の現況がわかるもの</li> </ul>	
用(個人の資力及び信用)	氏名及び住所を証する書類(住民票の写し、個人番号カードの写し、その他)	省令第7条第2項第5号 省令第63条第2項第1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の写しは、申請日前3ヶ月以内に取得したもの(複写不可)</li> <li>・住民票の写し、個人番号カードの写しのほか、運転免許証の写し、在留証明の写し、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し、運転経歴書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る)の写しでもよい</li> <li>・住民票の写し以外の書類については複写可</li> <li>・住民票の写しは、個人番号が記載されていないもの</li> <li>・個人番号カードの写しは、個人番号が記載されていない表面の写しのみを提出すること</li> </ul>	

種別	書類名称	根拠規定	備考	様式
工事主の 資力及び 信用 (個人 の場合)	暴力団等に該当しないことの誓約書	省令第7条第2項第10号 省令第63条第2項第2号 細則第13条第1項第2号		参考様式6
	納税証明書	省令第7条第2項第10号 省令第63条第2項第2号 細則第13条第1項第2号	・住民税のもの(複写可) ・前年度のもの	
	資金計画書	省令第7条第2項第7号 省令第63条第2項第1号		省令別記 様式第5
	金融機関が発行する工事主の預金残高証明書	省令第7条第2項第10号 省令第63条第2項第2号 細則第13条第1項第2号	・自己資金で申請に係る工事を施行する場合に提出すること ・申請日前3ヶ月以内に取得したもの(複写可)	
	その他盛土等に要する資金を調達することができることを証する書類	省令第7条第2項第10号 省令第63条第2項第2号 細則第13条第1項第2号	・申請日前3ヶ月以内に取得したもの(複写可)	
工事主の 資力及び 信用 (法人 の場合)	登記事項証明書	省令第7条第2項第6号イ 省令第63条第2項第1号	・申請日前3ヶ月以内に取得したもの(複写不可) ・履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書とする	
	役員全員の氏名及び住所を証する書類(住民票の写し、個人番号カードの写し、その他)	省令第7条第2項第6号ロ 省令第63条第2項第1号	・会社法その他の法人の根拠法において規定する役員全員のもの ・住民票の写しは、申請日前3ヶ月以内に取得したもの(複写不可) ・運転免許証の写し、在留証明の写し、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し、運転経歴書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る)の写しでもよい ・住民票の写し以外の書類については複写可 ・住民票の写しは、個人番号が記載されていないもの ・個人番号カードの写しは、個人番号が記載されていない表面の写しのみを提出すること	
	暴力団等に該当しないことの誓約書	省令第7条第2項第10号 省令第63条第2項第2号 細則第13条第1項第2号		参考様式6
	納税証明書	省令第7条第2項第10号 省令第63条第2項第2号 細則第13条第1項第2号	・法人市民税及び法人事業所税についてのもの(複写可) ・直前1年の事業年度におけるもの	
	法人の設立から最新月までの法人市民税及び法人事業所税申告のための基礎資料	省令第7条第2項第10号 省令第63条第2項第2号 細則第13条第1項第2号	・工事主が設立1年未満の法人の場合に提出すること	
	資金計画書	省令第7条第2項第7号 省令第63条第2項第1号		省令別記 様式第5

第2編 手続編

種別	書類名称	根拠規定	備考	様式
工事主の 資力及び 信用 (法人の 場合)	金融機関等が発行する工事主への融資証明書	省令第7条第2項第10号 省令第63条第2項第2号 細則第13条第1項第2号	・借入金で申請に係る工事を施行する場合に提出すること ・申請日前3ヶ月以内に取得したもの(複写可) ・融資証明書には、以下の内容を明記すること ①申請に係る工事の資金であること ②証明書の宛先は浜松市長とすること	
	融資元の預金残高証明書	省令第7条第2項第10号 省令第63条第2項第2号 細則第13条第1項第2号	・借入金で申請に係る工事を施行する場合で、融資元が金融機関でない場合に提出すること ・申請日前3ヶ月以内に取得したもの(複写可)	
	金融機関が発行する工事主の預金残高証明書	省令第7条第2項第10号 省令第63条第2項第2号 細則第13条第1項第2号	・自己資金で申請に係る工事を施行する場合に提出すること ・申請日前3ヶ月以内に取得したもの(複写可)	
	その他盛土等に要する資金を調達することができることを証する書類	省令第7条第2項第10号 省令第63条第2項第2号 細則第13条第1項第2号	・申請日前3ヶ月以内に取得したもの(複写可)	
土地所有者等の 同意	地権者一覧表	省令第7条第2項第8号 省令第63条第2項第1号		参考様式4
	同意書	省令第7条第2項第8号 省令第63条第2項第1号	・申請日前3ヶ月以内に取得したもの	参考様式5
	土地登記事項証明書	省令第7条第2項第8号 省令第63条第2項第1号	・申請日前3ヶ月以内に取得したもの(複写可) ・登記事項全部証明書又は登記事項現在事項証明書とする ・登記情報提供サービスにて閲覧できる登記情報を印刷した書類も可	
	同意者の氏名及び住所を証する書類(住民票の写し、個人番号カードの写し、その他)	省令第7条第2項第8号 省令第63条第2項第1号	・申請日前3ヶ月以内に取得したもの(複写可) ・運転免許証の写し、在留証明の写し、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し、運転経歴書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る)の写しでもよい ・法人の場合は履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書とする(複写可) ・登記事項証明書に記載された氏名及び住所が同意した時点のものとは異なる場合は、その関係性を証する書類(複写可)	
住民 周知	周知措置報告書	省令第7条第2項第9号 省令第63条第2項第1号		参考様式2
	周知を行ったことを明らかにする書類	省令第7条第2項第9号 省令第63条第2項第1号	説明会:①説明に使用した資料、②周知をした範囲を示した書類、③議事録 書面配布:①配布した資料、②周知をした範囲を示した書類 掲示及びネット掲示:①掲示した資料、②掲示の状況が確認できる写真、③掲示箇所を示した書類、④ウェブページを印刷したもの	

種別	書類名称	根拠規定	備考	様式
工事施行者の能力	登記事項証明書	省令第7条第2項第10号 省令第63条第2項第2号 細則第13条第1項第3号	・申請日前3ヶ月以内に取得したもの(複写可) ・履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書又は登記事項要約書とする ・登記情報提供サービスにて閲覧できる登記情報を印刷した書類も可	
	建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書	省令第7条第2項第10号 省令第63条第2項第2号 細則第13条第1項第3号	・複写可	
その他	排水施設の流量計算書	省令第7条第2項第10号 省令第63条第2項第2号 細則第13条第1項第4号		
	雨水流出抑制施設的设计図書	省令第7条第2項第10号 省令第63条第2項第2号 細則第13条第1項第4号	・放流先管理者との協議により、雨水流出抑制施設を設置する場合に提出すること ・集水区域の範囲を示した図面、集水区域の求積図及び求積表並びに放流先河川又は水路の流下能力を算定した流量計算書を提出すること ・雨水流出抑制施設の構造、容量、放流口及び余水吐の断面並びに水理計算書等を提出すること	
	工程表	省令第7条第2項第10号 省令第63条第2項第2号 細則第13条第1項第4号	・土石の搬入、搬出時期及び時期ごとの搬入、搬出量を記載すること ・構台、鋼矢板等を設置する場合は、設置から解体するまでの工程を記載すること ・工事着手の届出時に提出することもできる	任意様式
	その他市長が必要と認める書類	省令第7条第2項第10号 省令第63条第2項第2号 細則第13条第1項第4号	・許可基準に適合していることを確認するため又は宅地造成若しくは特定盛土等に伴う災害を防止するためのもの	
図面	図面	省令第7条第2項第1号 省令第7条第2項第10号 省令第63条第2項第2号 細則第13条第1項第1号 細則第13条第1項第4号	・「図面の詳細」を参照すること	

表 4-4 図面の詳細

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位</li> <li>・道路及び目標となる地物</li> <li>・縮尺</li> <li>・工事を施行する土地の区域の境界(赤線で囲むこと)</li> </ul>	1/10,000以上	
公図写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位</li> <li>・縮尺</li> <li>・工事を施行する土地の区域の境界(赤線で囲むこと)</li> <li>・地番、地目、所有者名</li> <li>・河川(青色で着色すること)</li> <li>・道路(赤色で着色すること)</li> <li>・作成者の氏名及び作成年月日</li> </ul>	1/600以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法務局備え付けのものの写しとする(不動産登記法第14条第1項、第4項に規定するもの)</li> <li>・複写可</li> <li>・申請日前3ヶ月以内のもの</li> <li>・閲覧した公図の転写、合成を行った場合は、作成者の氏名及び作成年月日を記載すること</li> </ul>
地形図 (現況平面図)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位</li> <li>・工事を施行する土地の区域の境界(赤線で囲むこと)</li> <li>・縮尺</li> <li>・等高線、標高、地形及び地物並びに公共施設用地の境界及び形状</li> </ul>	1/2,500以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況を示す平面図</li> <li>・等高線は、2mの標高差を示すものとする</li> <li>・各地盤高を表示すること(実測に基づくものとする)</li> </ul>
土地の平面図 (宅地造成又は特定盛土等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位</li> <li>・工事を施行する土地の区域の境界(赤線で囲むこと)</li> <li>・縮尺</li> <li>・土地の形状及び計画高</li> <li>・盛土又は切土をする土地の部分を着色し、下記を記載すること                         <ul style="list-style-type: none"> <li>盛土(淡赤色):高さ、面積、土量</li> <li>切土(淡黄色):高さ、面積、土量</li> </ul> </li> <li>・政令第3条第5号に関する工事を行う場合は、その土地の部分</li> <li>・擁壁その他の構造物の位置、種類、高さ及び延長</li> <li>・擁壁及び崖面崩壊防止施設を設置する場合は、設計上の積載荷重</li> <li>・法面(崖面を含む)の勾配、高さ及び形状(小段の形状を含む)</li> <li>・排水施設(雨水流出抑制施設を含む)の位置、形状、名称及び流水方向</li> <li>・周辺道路、排水施設との接続関連</li> <li>・建築物の位置及び形状(宅地造成又は特定盛土等に関する工事と併せて建築物の建築を行う場合に限る)</li> <li>・営農又は木竹の生育を行う箇所又はその範囲</li> <li>・工区を分ける場合は当該工区の境界</li> <li>・縦横断線の測線とその記号</li> <li>・BMの位置及び高さ</li> <li>・凡例</li> <li>・その他技術的基準に適合していることを確認するために必要な事項</li> </ul>	1/2,500以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すこと</li> <li>・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すこと</li> <li>・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるよう番号を付すこと</li> <li>・盛土又は切土を行う土地の部分は、その高さによらず、それぞれ着色すること(標高差30cmを超えない盛土又は切土を含めること)</li> <li>・政令第3条第5号に関する工事のうち、高さ2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差が30cmを超える部分の土地の面積は別で示すこと</li> <li>・その他の構造物とは、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留め及び擁壁又は崖面崩壊防止施設の設置に代えて行う措置を指す</li> <li>・営農又は木竹の育成のために盛土の締固めを行わない場合は、その範囲を示すこと</li> <li>・工区を分けて完了検査を申請する場合は、当該工区の境界を示すこと</li> </ul>

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
土地の平面図 (土石の堆積)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位</li> <li>・工事を施行する土地の区域の境界(赤線で囲むこと)</li> <li>・縮尺</li> <li>・土地の形状及び計画高</li> <li>・土石の堆積をする土地の部分を着色し、下記を記載すること 土石の堆積(淡茶色):最大時に堆積する高さ、面積、土量</li> <li>・空地の位置</li> <li>・立入り防止柵等の位置</li> <li>・排水施設(側溝等)の位置、形状、名称及び水の流れの方向</li> <li>・計画地盤の流水方向</li> <li>・土砂の流出防止措置(鋼矢板等)の位置及び内容</li> <li>・構台の位置、種類、高さ及び面積</li> <li>・周辺道路、排水施設との接続関連</li> <li>・工区を分ける場合は当該工区の境界</li> <li>・縦横断線の測線とその記号</li> <li>・BMの位置及び高さ</li> <li>・凡例</li> <li>・その他技術的基準に適合していることを確認するために必要な事項</li> </ul>	1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・断面図を作成した箇所と断面図と照合できるように記号を付すこと</li> <li>・空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すこと</li> <li>・工区を分けて除却の確認を申請する場合は、当該工区の境界を示すこと</li> </ul>
現況断面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縮尺</li> <li>・工事を施行する土地の区域の境界</li> <li>・測点番号</li> <li>・横断線の位置及び記号</li> <li>・現況地盤高(標高)及び土質の種別</li> <li>・法面(崖面を含む)の勾配、高さ及び形状</li> <li>・現況の工作物の位置、高さ、構造、寸法</li> <li>・隣接地の建築物の位置、高さ若しくは階数、構造</li> </ul>	1/2, 500以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況を示す断面図</li> <li>・各地盤高を表示すること(実測に基づくものとする)</li> <li>・現況地盤の土質を記載すること(土石の堆積に関する工事において地盤調査等を行わない場合は省略可)</li> <li>・隣接地の建築物等の荷重を考慮するなど、技術的基準への適合を確認する必要がある場合は、隣接地の建築物の位置等の情報を記載すること</li> </ul>
土地の断面図 (宅地造成又は特定盛土等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縮尺</li> <li>・工事を施行する土地の区域の境界</li> <li>・測点番号</li> <li>・横断線の位置及び記号</li> <li>・盛土材料の土質の種別</li> <li>・計画高(標高) 盛土(淡赤色)で着色すること 切土(淡黄色)で着色すること</li> <li>・政令第3条第5号に関する工事を行う場合は、その土地の部分</li> <li>・法面形状及び法長、法高寸法(段切り、法面勾配、小段、小段排水溝)</li> <li>・擁壁その他の構造物の位置、種類、高さ、勾配等の寸法</li> <li>・建築物の位置及び形状(宅地造成又は特定盛土等に関する工事と併せて建築物の建築を行う場合に限り)</li> <li>・崖、擁壁、道路、河川、水路施設等の位置及び形状</li> </ul>	1/2, 500以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事を行う土地の区域外の地形を含んだ断面を少なくとも2断面作成すること</li> <li>・縦横断で最大の高さとなる箇所、断面の変化点がある箇所毎に作成すること</li> <li>・盛土をする場合は、土質を記載すること</li> <li>・盛土又は切土を行う土地の部分は、その高さによらず、それぞれ着色すること(標高差30cmを超えない盛土又は切土を含めること)</li> <li>・政令第3条第5号に関する工事のうち、高さ2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差が30cmを超える部分の土地の面積は別で示すこと</li> <li>・斜面地に盛土をする場合は、段切りの計画を記載すること</li> <li>・土量計算時に平均断面法を用いる場合は、根拠となる各盛土、切土の断面積を記載すること</li> </ul>

第2編 手続編

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
土地の断面図 (土石の堆積)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縮尺</li> <li>・工事を施行する土地の区域の境界</li> <li>・測点番号</li> <li>・横断線の位置及び記号</li> <li>・計画高(標高)</li> <li>・堆積する土石の位置及び最大時の高さ</li> <li>・空地の位置</li> <li>・立入り防止柵等の位置</li> <li>・法面形状及び勾配</li> <li>・排水施設、流出防止措置(鋼矢板等)及び構台の位置、種類、高さ、勾配等の寸法</li> </ul>	1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事を行う土地の区域外の地形を含んだ断面を少なくとも2断面作成すること</li> <li>・縦横断で最大の高さとなる箇所、断面の変化点がある箇所毎に作成すること</li> <li>・土量計算時に平均断面法を用いる場合は、根拠となる各盛土、切土の断面積を記載すること</li> </ul>
排水施設の平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位</li> <li>・工事を施行する土地の区域の境界(赤線で囲むこと)</li> <li>・縮尺</li> <li>・排水施設の位置、種類、形状、内法寸法(管径)、勾配、水の流れの方向及び延長</li> <li>・吐口(放流口)の位置</li> <li>・放流先河川の名称及び形状</li> <li>・排水施設を公共下水道に接続する場合は、その位置、構造、管径及び系統名称</li> <li>・集水系統ブロック記号</li> <li>・雨水流出抑制施設(調整池等)又は沈砂池等の位置及び形状</li> <li>・凡例</li> <li>・その他技術的基準に適合していることを確認するために必要な事項</li> </ul>	1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水排除工(暗渠排水工又は基盤排水層)又は盛土内排水層を施工する場合は、その位置、種類、材料、形状、内法寸法及び勾配を記載すること(分かりにくくなる場合は、複数の図面に分けて作成すること)</li> <li>・排水流末が遠隔地である場合は、これとの接続(改修計画を必要とする場合は、当該関係区間まで)についての関係図書を添付すること</li> </ul>
排水施設の平面図(流域図)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位</li> <li>・工事を施行する土地の区域の境界(赤線で囲むこと)</li> <li>・縮尺</li> <li>・流域界、集水区域界及び集水系統</li> <li>・集水系統別、流出係数別の面積及び流出係数</li> <li>・地表水及び排水施設の水の流れの方向</li> <li>・その他技術的基準に適合していることを確認するために必要な事項</li> </ul>	1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別途求積図を作成又は面積の算定根拠を示すこと</li> <li>・流域を変更する場合は、現況と計画とを区別して表示すること</li> </ul>
排水施設の構造図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水施設及びその基礎の形状、寸法並びに材料の種類及び強度</li> <li>・その他技術的基準に適合していることを確認するために必要な事項</li> </ul>	1/20～1/50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水排除工(暗渠排水工又は基盤排水層)又は盛土内排水層を施工する場合は、その構造図を含む</li> </ul>
崖の断面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縮尺</li> <li>・崖の高さ及び土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層厚さ)</li> <li>・盛土又は切土をする前の地盤面</li> <li>・崖面の保護の方法(構造物の位置、種類、高さ、形状及び名称)</li> <li>・崖面その他の地表面の勾配及び形状(小段の位置、形状及び幅員並びに排水施設)</li> <li>・計画高 盛土(淡赤色)で着色すること 切土(淡黄色)で着色すること</li> <li>・その他技術的基準に適合していることを確認するために必要な事項</li> </ul>	1/50以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁で覆われる崖面については土質に関する事項は示すことを要しない(ただし、二段擁壁となる場合で技術的基準に適合していることを確認する必要がある場合は除く)</li> <li>・崖面崩壊防止施設、地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留を設置する場合は、土質に関する事項を示すこと</li> </ul>

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
擁壁の断面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縮尺</li> <li>・擁壁の種類及び名称</li> <li>・擁壁の寸法及び勾配</li> <li>・擁壁の材料の種類及び寸法</li> <li>・裏込めコンクリートの寸法</li> <li>・透水層の位置及び寸法</li> <li>・擁壁を設置する前後の地盤面(擁壁の背面の土羽の勾配、高さ及び形状を含む)</li> <li>・基礎地盤の土質</li> <li>・基礎ぐい又は地盤改良工(置換えを含む)の位置、材料及び寸法</li> <li>・その他技術的基準に適合していることを確認するために必要な事項</li> </ul>	1/50以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁の設置に係る材料(躯体コンクリート、石材、透水マット、碎石、捨てコンクリート、裏込めコンクリート、水抜き穴等)の寸法、種類及び品質について明示すること</li> <li>・崖の断面図と兼ねることができる</li> <li>・土圧等によって地盤に生ずる応力度及び地盤の許容応力度(地震時の検討をする場合は、極限支持力度を含む)を示すこと</li> </ul>
擁壁の背面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縮尺</li> <li>・擁壁の種類及び名称</li> <li>・擁壁の高さ</li> <li>・水抜き穴の位置、材料及び内径</li> <li>・透水層の位置及び寸法</li> </ul>	1/50以上	
擁壁の展開図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縮尺</li> <li>・擁壁の種類及び名称</li> <li>・擁壁の見え高、根入れ深さ</li> <li>・擁壁の延長</li> <li>・伸縮目地の位置</li> </ul>	1/50以上	
崖面崩壊防止施設の断面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縮尺</li> <li>・崖面崩壊防止施設の種類及び名称</li> <li>・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配</li> <li>・崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法</li> <li>・崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面</li> <li>・基礎地盤の土質</li> <li>・透水層の位置及び寸法</li> <li>・その他技術的基準に適合していることを確認するために必要な事項</li> </ul>	1/50以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・崖の断面図と兼ねることができる</li> </ul>
崖面崩壊防止施設の背面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縮尺</li> <li>・崖面崩壊防止施設の種類及び名称</li> <li>・崖面崩壊防止施設の寸法</li> <li>・水抜き穴の位置、材料及び内径</li> <li>・透水層の位置及び寸法</li> </ul>	1/50以上	
崖面崩壊防止施設の展開図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縮尺</li> <li>・崖面崩壊防止施設の種類及び名称</li> <li>・崖面崩壊防止施設の見え高、根入れ深さ</li> <li>・崖面崩壊防止施設の延長</li> </ul>	1/50以上	
求積図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土又は切土を行う土地の求積に必要な各部分の寸法若しくは座標又は算式</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土又は切土を行う土地の部分は、その高さによらず、それぞれ着色すること(標高差30cmを超えない盛土又は切土を含めること)</li> <li>・CADソフト等により面積を求積する場合は、土地の平面図に面積、求積方法を記載すること</li> </ul>

第2編 手続編

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
防災工事平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位</li> <li>・工事を施行する土地の区域の境界(赤で囲むこと)</li> <li>・縮尺</li> <li>・土地の形状及び標高</li> <li>・防災施設の位置、形状、寸法及び名称</li> <li>・防災施設の設置時期及び期間</li> <li>・水の流れの方向</li> </ul>	1/2,500以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土留柵、沈砂池、堰堤、仮設水路等を設置する場合に提出すること</li> </ul>
防災施設構造図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縮尺</li> <li>・防災工事において設置する施設の構造詳細図</li> <li>・構造断面図</li> <li>・材料及び品質</li> <li>・形状及び寸法</li> </ul>	1/50以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沈砂池を設置する場合は、容量計算書及び流出土砂量計算書を提出すること</li> <li>・排水施設を設置する場合は、排水量計算書を提出すること</li> </ul>

## 4 代理申請

## 解説

代理人が申請手続を行う場合は、委任状を提出してください。

行政書士法において、行政書士又は行政書士法人でない者が、業として官公署に提出する書類を作成する業務を行うことは禁止されています。（他の法律に別段の定めがある場合を除く。）

## 【参考】【行政書士法】

## 第1条の2（業務）

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。

2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。

## 第1条の3

行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続及び当該官公署に提出する書類に係る許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。次号において同じ。）に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に対してする行為（弁護士法（昭和24年法律第205号）第72条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く。）について代理すること。

二 前条の規定により行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成すること。

三 前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。

四 前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること。

2 前項第2号に掲げる業務は、当該業務について日本行政書士会連合会がその会則で定めるところにより実施する研修の課程を修了した行政書士（以下「特定行政書士」という。）に限り、行うことができる。

## 第1条の4

前2条の規定は、行政書士が他の行政書士又は行政書士法人（第13条の3に規定する行政書士法人をいう。第8条第1項において同じ。）の使用人として前2条に規定する業務に従事することを妨げない。

## 第13条の6（業務の範囲）

行政書士法人は、第1条の2及び第1条の3第1項（第2号を除く。）に規定する業務を行うほか、定款で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことができる。ただし、第1号の総務省令で定める業務を行うことができる行政書士に関し法令上の制限がある場合における当該業務及び第2号に掲げる業務（以下「特定業務」という。）については、社員のうちに当該特定業務を行うことができる行政書士がある行政書士法人に限り、行うことができる。

一 法令等に基づき行政書士が行うことができる業務のうち第1条の2及び第1条の3第1項（第2号を除く。）に規定する業務に準ずるものとして総務省令で定める業務の全部又は一部

二 第1条の2第1項第2号に掲げる業務

## 【参考】【建築士法】

## 第21条（その他の業務）

建築士は、設計（第20条の2第2項又は前条第2項の確認を含む。第22条及び第23条第1項において同じ。）及び工事監理を行うほか、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査又は鑑定及び建築物の建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続の代理その他の業務（木造建築士にあつては、木造の建築物に関する業務に限る。）を行うことができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

## 補足

- ・建築物の建築を伴う場合には、建築士による手続（書類作成）の代理も可能です。（建築士法第21条）この場合の代理人は、建築士事務所ではなく免許を持つ建築士個人となります。
- ・一部の工事に関する設計図書及び仕様書の作成は、行政書士ではなく有資格者が行う必要があります。（法第13条第2項、法第31条第2項、政令第21条、政令第22条、政令第31条）

5 申請手数料

許可申請に当たっては、浜松市手数料条例別表に定める手数料が必要です。手数料の額は表4-5のとおりです。中間検査の申請に当たっては、法第15条第1項及び第2項の規定に基づきみなし許可を受けたものであっても、申請毎に中間検査手数料が必要です。なお、完了検査手数料は、許可申請手数料に含まれるため、別途徴収しません。

表4-5 手数料

許可申請手数料

	造成面積	手数料
土地の形質変更	500㎡以内	16,000
	500㎡超 1,000㎡以内	28,000
	1,000㎡超 2,000㎡以内	40,000
	2,000㎡超 3,000㎡以内	59,000
	3,000㎡超 5,000㎡以内	68,000
	5,000㎡超 10,000㎡以内	93,000
	10,000㎡超 20,000㎡以内	148,000
	20,000㎡超 40,000㎡以内	229,000
	40,000㎡超 70,000㎡以内	359,000
	70,000㎡超 100,000㎡以内	508,000
	100,000㎡超	657,000
	土石の堆積	500㎡以内
500㎡超 1,000㎡以内		14,000
1,000㎡超 2,000㎡以内		16,000
2,000㎡超 3,000㎡以内		20,000
3,000㎡超 5,000㎡以内		29,000
5,000㎡超 10,000㎡以内		32,000
10,000㎡超 20,000㎡以内		39,000
20,000㎡超 40,000㎡以内		54,000
40,000㎡超 70,000㎡以内		74,000
70,000㎡超 100,000㎡以内		111,000
100,000㎡超		136,000

中間検査手数料

	造成面積	手数料
土地の形質変更	500㎡以内	3,000
	500㎡超 1,000㎡以内	3,000
	1,000㎡超 2,000㎡以内	3,000
	2,000㎡超 3,000㎡以内	4,000
	3,000㎡超 5,000㎡以内	6,000
	5,000㎡超 10,000㎡以内	6,000
	10,000㎡超 20,000㎡以内	6,000
	20,000㎡超 40,000㎡以内	12,000
	40,000㎡超 70,000㎡以内	24,000
	70,000㎡超 100,000㎡以内	43,000
	100,000㎡超	62,000

証明手数料

	手数料
適合証明書(省令第88条)	350
許可不要証明書	350

## 6 許可又は不許可の通知

## 法令

## 【法律】

## 第14条（許可証の交付又は不許可の通知）

都道府県知事は、第12条第1項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもつてその旨を通知しなければならない。
- 3 宅地造成等に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。
- 4 第2項の許可証の様式は、主務省令で定める。

## 第33条（許可証の交付又は不許可の通知）

都道府県知事は、第30条第1項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもつてその旨を通知しなければならない。
- 3 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。
- 4 第2項の許可証の様式は、主務省令で定める。

## 第12条（宅地造成等に関する工事の許可）

1・2 略

- 3 都道府県知事は、第1項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

## 第30条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可）

1・2 略

- 3 都道府県知事は、第1項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

## 解説

市長は、審査の結果、許可申請の手続及び内容が法で定める基準に適合しているときは、許可証を交付します。許可に当たり、工事の施行に伴う災害を防止するための必要な条件（法第12条第3項、法第30条第3項）及び付記（関係法令への遵守等の工事に際しての注意事項）を付して許可の通知をします。また、工事主が相当期間を経過しても市長の補正の求めに応じず、宅地造成等を行う意思がないと認められる場合、理由を付して不許可の通知を行います。

## 補足

工事の着手（第2章2「許可を要する工事」参照）

## 7 許可情報の公表

### 法令

#### 【法律】

##### 第12条（宅地造成等に関する工事の許可）

###### 1～3 略

- 4 都道府県知事は、第1項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

##### 第30条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可）

###### 1～3 略

- 4 都道府県知事は、第1項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

#### 【省令】

##### 第9条（宅地造成等に関する工事の許可に係る公表の方法）

第12条第4項（法第16条第3項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

##### 第10条（宅地造成等に関する工事の許可に係る公表事項）

第12条第4項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

##### 第64条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る公表の方法）

第30条第4項（法第35条第3項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公表は、第9条に規定するところにより行うものとする。

##### 第65条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る公表事項）

第30条第4項の主務省令で定める事項は、第10条各号に掲げる事項とする。この場合において、同条第1号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」と読み替えるものとする。

### 解説

市民が不法・危険盛土等を認識しやすい環境を整備することを目的として、許可を行った工事に関する事項を公表します。また、浜松市では、恒久的な情報公開制度として、法令で定められた公表事項を含んだ盛土規制法台帳の公表を行っています。

法令の規定により公表する事項

- (1) 工事が施行される土地の位置図
- (2) 工事の許可年月日及び許可番号
- (3) 工事施行者の氏名又は名称
- (4) 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- (5) 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- (6) 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- (7) 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

台帳の記載事項

法令の規定により公表する事項に加え、以下の事項を台帳に記載し公表します。

- (1) 擁壁及び崖面崩壊防止施設の構造、高さ、延長及び設計上の積載荷重
- (2) 工事完了検査年月日及び検査済証の交付日
- (3) 廃止の別

## 8 許可申請の取り下げ

---

### 解説

許可申請後、許可を受けるまでに計画を取り止める場合は、作成様式 12「工事の取り下げ届」（第 17 章「様式集」）を提出してください。なお、許可申請を取下げの場合であっても、申請手数料は返還できません。

## 9 工事着手の届出

---

### 法令

**【細則】****第16条（工事の着手の届出）**

法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けた工事主（法第15条第2項又は第34条第2項の規定により当該許可を受けたものとみなされた者を除く。次条及び第18条において同じ。）は、当該許可に係る工事に着手したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 工事の許可年月日及び許可番号
- (3) 工事の着手年月日
- (4) 工事の完了予定年月日
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

- 2 前項の届出書には、市長が必要であると認める図書を添えなければならない。

### 解説

工事の工程を確認するため、工事の許可を受けた者は、その工事に着手したときは、以下の書類を届出する必要があります。

- (1) 着手届（作成様式11）
- (2) 標識の掲示の状況を明らかにする写真
- (3) 工事の工程表（ただし、許可申請時に工程表を提出している場合は提出不要）

なお、開発許可を受け、盛土規制法の許可を受けたものとみなされた工事については、着手の届出を提出する必要はありません。

国又は都道府県等が浜松市長と協議を行い許可を受けたものとみなされた工事については、着手の届出が必要となります。

---

### 補足

- ・工事の標識は省令別記様式23、24で定められている様式、記載事項及び大きさを守ってください。（表示面縦70cm以上横90cm以上、地上面から表示面までの柱の垂直距離50cm以上）

## 10 軽微な変更に係る届出

### 法令

<p>【法律】</p> <p>第16条（変更の許可等）</p> <p>1 略</p> <p>2 第12条第1項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>第35条（変更の許可等）</p> <p>1 略</p> <p>2 第30条第1項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>【省令】</p> <p>第38条（軽微な変更）</p> <p>宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第1項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更</p> <p>二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更</p> <p>2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第1項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更</p> <p>二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（当該変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう。以下この号において同じ。）が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）</p> <p>【細則】</p> <p>第15条（変更の届出）</p> <p>法第16条第2項及び第35条第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 工事の許可年月日及び許可番号</p> <p>(3) 変更した事項及びその内容</p> <p>(4) 変更の理由</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項</p>
--

### 解説

#### 軽微な変更の対象となる事項

許可を受けた者は、以下に係る事項の変更が生じた場合は、遅滞なく、その旨を届け出てください。

- (1) 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- (2) 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

#### 軽微な変更の添付書類

- (1) 軽微な変更届出書（作成様式8）
- (2) 軽微な変更の対象となる事項(1)の場合は、その事実を証する書類（住民票の写し、運転免許証の写し、法人の登記事項証明書等）（全て複写可とする）
- (3) 軽微な変更の対象となる事項(2)の場合は、変更後の工程表

上記以外の事項の変更は、全て変更許可を受ける必要があります。なお、都市計画法上の開発許可を受け、盛土規制法の許可を受けたものとみなされた工事については、都市計画法上の変更の届出をもって盛土規制法上の届出を行ったものとみなされます。

### 補足

- ・ 工事主、設計者又は工事施行者自体が変更となる場合は、軽微な変更ではなく変更許可を要します。
- ・ 土石の堆積に関する工事で、工事完了予定日を延長する場合は、変更許可を要します。

## 11 変更許可の申請

## 11.1 変更の許可

## 法令

## 【政令】

## 第16条（変更の許可等）

第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

## 2 略

3 第12条第2項から第4項まで、第13条、第14条及び前条第1項の規定は、第1項の許可について準用する。

4 第1項又は第2項の場合における次条から第19条までの規定の適用については、第1項の許可又は第2項の規定による届出に係る変更後の内容を第12条第1項の許可の内容とみなす。

## 第35条（変更の許可等）

第30条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第30条第1項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 第30条第2項から第4項まで、第31条から第33条まで及び前条第1項の規定は、第1項の許可について準用する。

4 第1項又は第2項の場合における次条から第38条までの規定の適用については、第1項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第30条第1項の許可の内容とみなす。

5 前条第2項の規定により第30条第1項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第35条の2第1項の許可又は同条第3項の規定による届出は、当該工事に係る第1項の許可又は第2項の規定による届出とみなす。

## 【省令】

## 第37条（変更の許可の申請）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第七の申請書の正本及び副本に、第7条第1項各号に掲げる書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第八の申請書の正本及び副本に第7条第2項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

## 第67条（変更の許可の申請）

特定盛土等に関する工事について、法第35条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第七の申請書の正本及び副本に、第63条第1項各号に掲げる書類のうち特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第35条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第八の申請書の正本及び副本に、第63条第2項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

## 解説

工事の工事主は、当該許可に係る工事の計画を変更しようとする場合には、軽微な変更を除き、事前に変更の許可を受ける必要があります。なお、都市計画法上の開発許可を受け、盛土規制法の許可を受けたものとみなされた工事については、都市計画法上の変更許可を受けることで、盛土規制法上の変更許可を受けたものとみなされます。

土石の堆積に関する工事で期間を延長する場合は、変更許可を要します。なお、当初許可された工事完了予定年月日から5年を超える延長は認められません。

## 補足

変更の許可申請は、工事主が工事の内容を変更しようとするときに、あらかじめ許可権者が法の適合性について審査することに意義があるものであるため、工事着手後の事後申請は受け付けられません。

第2編 手続編

変更許可申請手数料

変更許可申請に当たっては、変更許可申請手数料を収めてください。

表 4-6 変更許可手数料

条例項目	変更の種類	手数料の金額	手数料の対象面積
(ア)	設計の変更(面積増減以外)	許可申請手数料の10分の1	変更前の造成面積
	設計の変更(面積減少)		(増加有)変更前の造成面積 (増加無)変更後の造成面積
(イ)	設計の変更(面積増加)	許可申請手数料と同額	増加分の造成面積
(ウ)	その他の変更	10,000円	—

※(ア)(イ)(ウ)のそれぞれに該当する変更があれば、それぞれの手数料の金額の合計を請求する

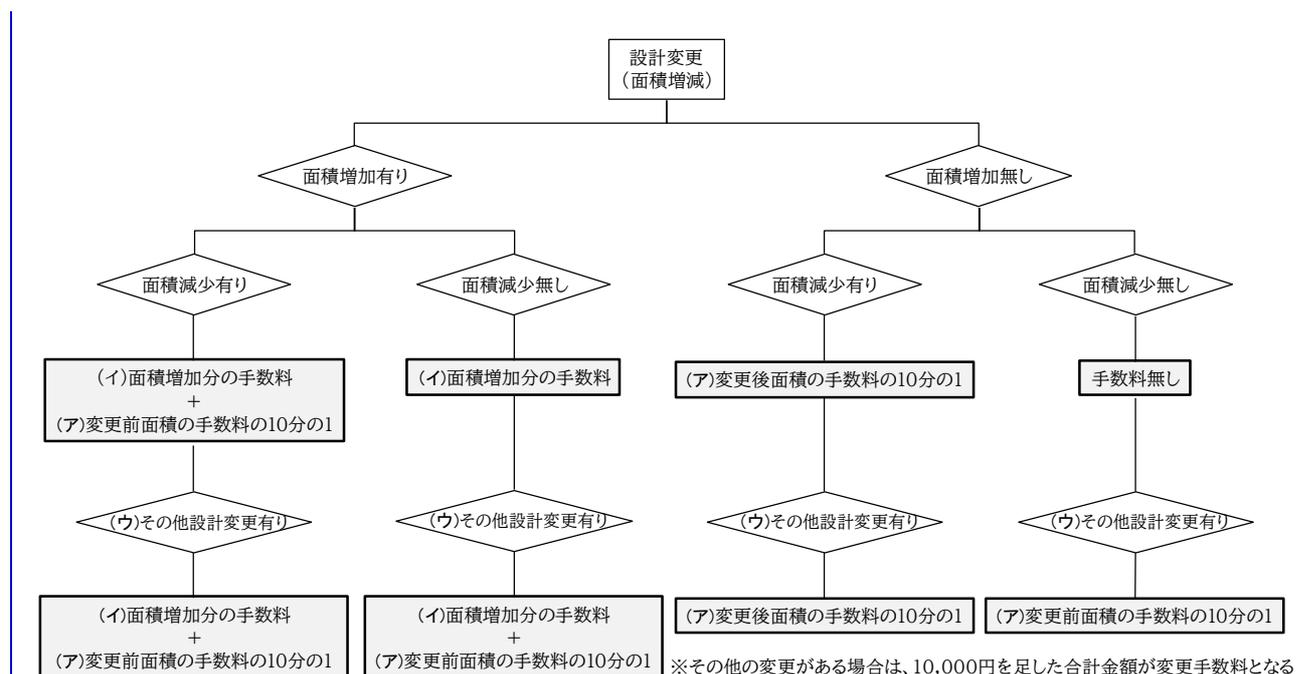
※条例項目が同一の変更が複数ある場合は、手数料の金額は1つ分の変更として扱う

(例: 施行者の変更と設計者の変更がある場合、その他の変更が2箇所となるが手数料の金額は10,000円)

(例: 擁壁の変更(ア)と面積減少(ア)があった場合は、面積減少のみで手数料を計算する)

※(ア)(イ)(ウ)の合計金額が657,000円(土石の堆積は136,000円)を超える場合は、657,000円(土石の堆積は136,000円)とする

図 4-3 変更許可手数料算定フロー



## 変更許可申請書類

変更許可申請に当たっては、以下の申請書類を提出してください。なお、図面の詳細については、表4-4を参照してください。

表4-7 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請に必要な書類

種別	書類名称	根拠規定	備考(以下に示すもののほか表4-2に準ずる)	様式
許可申請書	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書	省令第37条第1項のほか表4-2に準ずる	・正本及び副本を提出すること(複写不可)	省令別記様式第7
	委任状	行政書士法第1条の3、建築士法第21条ほか		参考様式7(これによらない場合も可)
新旧対照表	変更事項新旧対照表	省令第37条第1項 省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号 細則第12条第1項第2号	・変更事項について変更前と変更後を新旧対照式としたもの	
地盤調査・構造計算書・安定計算書	擁壁の構造計算書	省令第37条第1項のほか表4-2に準ずる	・構造の変更を伴う場合に提出すること	
	崖面崩壊防止施設の構造計算書		・構造の変更を伴う場合に提出すること	
	土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書		・新たに土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行う場合に提出すること	
	土質試験その他の調査又は試験の結果をまとめた書類		・新たに土質試験その他の調査又は試験を行う場合に提出すること	
	地盤の置換え、地盤改良の計算書		・計画の変更を伴う場合に提出すること	
設計者の資格	実務経験証明書	省令第37条第1項のほか表4-2に準ずる	・新たに以高さが5mを超える擁壁を設置に係る図面を作成した場合に提出すること	参考様式1
	卒業証書、卒業証明書又は在学期間を証する書類		・新たに盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置に係る図面を作成した場合に提出すること	
	登録講習機関が行う講習を修了したことを証する書類		・当初許可申請時に上記の設計を行った者が変更となった場合に提出すること	
	技術士二次試験合格証、技術士二次試験合格証明書又は技術士登録等証明書			
	一級建築士免許証又は一級建築士登録証明書			

第2編 手続編

種別	書類名称	根拠規定	備考(以下に示すもののほか表4-2に準ずる)	様式
写 現 況	現況写真	省令第37条第1項のほか表4-2に準ずる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真</li> <li>・工事をする土地の区域を明示すること(赤線で囲むこと)</li> <li>・2方向以上で、撮影日時、敷地の現況、接道する道路の現況、崖及び擁壁の現況がわかるもの</li> <li>・変更しようとする箇所がわかるもの</li> </ul>	
	地権者一覧表	省令第37条第1項のほか表4-2に準ずる	・新たに盛土等を行う土地がある場合、その土地所有者等の一覧表を提出すること	参考様式4
土 地 所 有 者 等 の 同 意	同意書			参考様式5
	土地登記事項証明書			
	同意者の氏名及び住所を証する書類(住民票の写し、個人番号カードの写し、その他)			
	周知措置報告書	省令第37条第1項のほか表4-2に準ずる	・周知をすべき範囲に変更があった場合で、当初許可において周知措置を講じていない場合は提出すること	参考様式2
住 民 周 知	周知を行ったことを明らかにする書類			
	登記事項証明書	省令第37条第1項のほか表4-2に準ずる	・工事施行者の変更、追加があった場合に提出すること	
工 事 施 行 者 の 能 力	建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書			
	大臣認定擁壁を証する書類	省令第37条第1項のほか表4-2に準ずる	・新たに大臣認定擁壁を設置する場合に提出すること	
そ の 他	透水マットの仕様に係る書類		・新たに透水マットを使用しようとする場合に提出すること	
	排水施設の流量計算書			
	地下水排除工に係る排水施設の設計図書	省令第37条第1項のほか表4-2に準ずる	・新たに変更がある場合に提出すること	
	雨水流出抑制施設の設計図書		・新たに変更がある場合に提出すること	
	工程表		<ul style="list-style-type: none"> <li>・工程に変更がある場合に提出すること</li> <li>・設計等の変更がなく、工事の着手予定年月日又は完了予定年月日の変更のみである場合は、軽微の変更となるため、軽微な変更届出書(作成様式8)を提出すること</li> </ul>	任意様式
	その他市長が必要と認める書類		・許可基準に適合していることを確認するため又は宅地造成若しくは特定盛土等に伴う災害を防止するためのもの	
	図面	省令第37条第1項のほか表4-2に準ずる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更前の図面と変更後の図面をそれぞれ作成すること</li> <li>・変更箇所を赤字で明記すること</li> <li>・「図面の詳細」を参照すること</li> </ul>	

表 4-8 土石の堆積に関する工事の変更許可申請に必要な書類

種別	書類名称	根拠規定	備考(以下に示すもののほか表4-3に準ずる)	様式
許可申請書	土石の堆積に関する工事の許可申請書	省令第37条第2項のほか表4-3に準ずる	・正本及び副本を提出すること(複写不可)	省令別記様式第8
	委任状	行政書士法第1条の3、建築士法第21条ほか		参考様式7(これによらない場合も可)
新旧対照表	変更事項新旧対照表	省令第37条第2項 省令第7条第2項第10号 省令第63条第2項第2号 細則第12条第1項第2号	・変更事項について変更前と変更後を新旧対照式としたもの	
地盤調査・安定計算書	土石の崩壊防止措置の設計図書	省令第37条第2項のほか表4-3に準ずる	・構台の設置等に変更がある場合に提出すること ・周辺の安全確保及び柵等の設置に関する計画に変更がある場合に提出すること ・堆積箇所の配置及び空地確保に関する計画に変更がある場合に提出すること	
	土砂流出防止措置の設計図書		・鋼矢板等を設置する措置に変更がある場合に提出すること ・土石周囲の排水、地表水の浸透防止措置に関する計画に変更がある場合に提出すること ・土石の傾斜部の安定化に関する計画に変更がある場合に提出すること	
	土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書		・新たに土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行う場合に提出すること	
	地盤調査その他の調査又は試験の結果をまとめた書類		・新たに土質試験その他の調査又は試験を行う場合に提出すること	
	地盤の置換え、地盤改良の計算書		・計画の変更を伴う場合に提出すること	
写真現況	現況写真	省令第37条第2項のほか表4-3に準ずる	・土石の堆積をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真 ・工事をする土地の区域を明示すること(赤線で囲むこと) ・2方向以上で、敷地の現況、接道する道路の現況、崖及び擁壁の現況がわかるもの ・変更しようとする箇所がわかるもの	
土地所有者等の同意	地権者一覧表	省令第37条第2項のほか表4-3に準ずる	・新たに土石の堆積を行う土地がある場合、その土地所有者等の一覧表を提出すること	参考様式4
	同意書			参考様式5
	土地登記事項証明書			
	同意者の氏名及び住所を証する書類(住民票の写し、個人番号カードの写し、その他)			

## 第2編 手続編

種別	書類名称	根拠規定	備考(以下に示すもののほか表4-3に準ずる)	様式
住民 周知	周知措置報告書	省令第37条第2項のほか表4-3に準ずる	・周知をすべき範囲に変更があった場合で、当初許可において周知措置を講じていない場合は提出すること	参考様式2
	周知を行ったことを明らかにする書類			
工事 能力 施行 者の	登記事項証明書	省令第37条第2項のほか表4-3に準ずる	・工事施行者の変更、追加があった場合に提出すること	
	建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書			
そ の 他	排水施設の流量計算書		・新たに変更がある場合に提出すること	
	雨水流出抑制施設の設計図書		・新たに変更がある場合に提出すること	
	工程表		・工程に変更がある場合に提出すること ・土石の堆積においては、許可申請時の工事予定期間を超えるものが変更許可申請の対象となり、工事の完了予定年月日を短縮する場合は、軽微な変更として取り扱う	任意様式
	その他市長が必要と認める書類		・許可基準に適合していることを確認するため又は宅地造成若しくは特定盛土等に伴う災害を防止するためのもの	
図 面	図面	省令第37条第2項のほか表4-3に準ずる	・変更前の図面と変更後の図面をそれぞれ作成すること ・変更箇所を赤字で明記すること ・「図面の詳細」を参照すること	

### 11.2 変更の届出

#### 法令

<p><b>【政令】</b>  <b>第28条(変更の届出等)</b>          前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、当該変更後の工事に着手する日の30日前までに、主務省令で定めるところにより、当該変更後の工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>2 前条第5項の規定により同条第一項の規定による届出をしたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第35条の2第1項の許可の申請は、当該工事に係る前項の規定による届出とみなす。</p> <p>3 前条第2項から第4項までの規定は、第1項の規定による届出について準用する。</p> <p><b>【省令】</b>  <b>第61条(変更の届出)</b>          特定盛土等に関する工事について、法第28条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第21の届出書に、第58条第一項各号に掲げる書類のうち特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>2 土石の堆積に関する工事について、法第28条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第22の届出書に第58条第2項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。</p>
--

#### 解説

特定盛土等規制区域内において行われる工事の工事主は、届出に係る工事の計画を変更しようとする場合には、変更後の工事に着手する日の30日前までに届出をする必要がありますが、浜松市においては、条例により特定盛土等規制区域内の許可対象規模を切り下げているため、変更の届出の手続きはありません。

## 12 中間検査の申請

## 法令

## 【法律】

## 第18条（中間検査）

- 第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第13条第1項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第12条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。
  - 3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。
  - 4 略
  - 5 都道府県知事は、第1項の検査において第13条第1項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第1項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

## 第37条（中間検査）

- 第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第31条第1項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第30条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。
  - 3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。
  - 4 都道府県は、第1項の検査について、特定盛土等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める特定盛土等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、又は特定工程（当該特定工程後の前項に規定する工程を含む。）として条例で定める工程を追加することができる。
  - 5 都道府県知事は、第1項の検査において第31条第1項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第1項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

## 【政令】

## 第23条（中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模）

法第18条第1項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前2号に該当する盛土又は切土を除く。）
- 四 第1号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが5メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの

## 第32条（中間検査を要する特定盛土等の規模等）

法第37条第1項の政令で定める規模の特定盛土等は、第23条各号に掲げるものとする。

- 2 法第37条第1項の政令で定める工程は、第24条第1項に規定する工程とする。
- 3 前項に規定する工程に係る法第37条第3項の政令で定める工程は、第24条第2項に規定する工程とする。

## 【省令】

## 第19条（完了検査、確認及び中間検査の申請）

省令第40条及び第70条の完了検査申請書、省令第43条及び第73条の確認申請書並びに省令第46条及び第76条の中間検査申請書には、工事が完了した土地又はその付近の状況を明らかにする写真その他市長が必要があると認める図書を添えなければならない。

## 第24条（特定工程等）

法第18条第1項の政令で定める工程は、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程とする。

## 第2編 手続編

- 2 前項に規定する工程に係る法第18条第3項の政令で定める工程は、前項に規定する排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程とする。

### 第45条（中間検査の申請期間）

法第18条第1項の主務省令で定める期間は、特定工程に係る工事を終えた日から4日以内とする。

### 第46条（中間検査の申請）

法第18条第1項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十三の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

### 第75条（中間検査の申請期間）

法第37条第1項の主務省令で定める期間は、第45条に規定する期間とする。

### 第76条（中間検査の申請）

法第37条第1項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十三の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

### 【細則】

#### 第19条（完了検査、確認及び中間検査の申請）

省令第40条及び第70条の完了検査申請書、省令第43条及び第73条の確認申請書並びに省令第46条及び第76条の中間検査申請書には、工事が完了した土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他市長が必要があると認める図書を添えなければならない。

## 解説

政令で定められた規模以上で特定工程を含む工事については、各特定工程を終えた日から4日以内に中間検査を申請する義務があります。中間検査に合格し、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程後の工程に着手することができません。法第15条第1項及び第2項又は第34条第1項及び第2項の規定により盛土規制法の許可を受けたものとみなされた工事についても中間検査の対象になります。

中間検査の対象となる特定工程及び特定工程後の工程は以下のとおりです。特定工程に関する工事範囲について技術的基準への適合を確認し、問題がなければ中間検査合格証を交付します。（検査項目については第14章「中間検査及び完了検査」を参照してください。）

なお、浜松市では、許可した工事に中間検査の対象となる特定工程が含まれる場合には、特定工程通知書により工事主にその旨を通知します。特定工程の通知を受けた工事については、特定工程の施工時期がわかる工程表を工事主が提出してください。

## 中間検査が必要な工事の規模

中間検査が必要な工事は、宅地造成又は特定盛土等で以下の規模のものであります。

- (1) 盛土で、高さ2m超の崖を生ずるもの
- (2) 切土で、高さ5m超の崖を生ずるもの
- (3) 盛土と切土とを同時にする場合において、高さ5m超の崖を生ずるもの（(1)(2)を除く）
- (4) 盛土で、高さ5m超のもの
- (5) 盛土又は切土で、盛土・切土をする土地の面積が3,000㎡を超えるもの（(1)～(4)を除く）

## 特定工程及び特定工程後の工程

特定工程及び特定工程後の工程は、以下のとおりです。

表 4-9 特定工程及び特定工程後の工程

特定工程	特定工程後の工程
盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事	排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事

## 中間検査申請手数料

中間検査申請に当たっては、中間検査申請手数料を収めてください。手数料の算定に係る面積は、検査箇所面積ではなく、工事計画全体に係る面積となります。

表 4-10 中間検査手数料

## 中間検査手数料

	造成面積	手数料
土地の形質変更	500㎡以内	3,000
	500㎡超 1,000㎡以内	3,000
	1,000㎡超 2,000㎡以内	3,000
	2,000㎡超 3,000㎡以内	4,000
	3,000㎡超 5,000㎡以内	6,000
	5,000㎡超 10,000㎡以内	6,000
	10,000㎡超 20,000㎡以内	6,000
	20,000㎡超 40,000㎡以内	12,000
	40,000㎡超 70,000㎡以内	24,000
	70,000㎡超 100,000㎡以内	43,000
	100,000㎡超	62,000

第2編 手続編

中間検査申請に必要な書類

中間検査申請に当たっては、以下の申請書類を提出してください。

表 4-11 中間検査申請に必要な書類

種別	書類名称	根拠規定	備考	様式
申請書	中間検査申請書	省令第46条、第76条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1部提出すること</li> <li>・工事に係る土地が宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域内に跨る場合にあっては、宅地造成等工事規制区域を選択すること</li> </ul>	省令別記様式第13
	委任状	行政書士法第1条の3、建築士法第21条ほか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代理人が許可申請手続き及び許可書等の受領等を行う場合は、委任状、受任者(代理人)、委任事項及び作成日が記載された委任状の提出が必要。</li> <li>・行政書士法による場合は、行政書士個人又は行政書士法人が代理人となる</li> <li>・建築士法による場合は、建築士個人が代理人となる</li> <li>・委任状は許可申請者である工事主が作成するものなので、代理人が修正及び追記することはできない</li> </ul>	参考様式7 (これによらない場合も可)
平面図	特定工程に係る工事の内容を明示した平面図	省令第46条、第76条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定工程の詳細を示すのに必要な書類を添付すること</li> <li>・設計寸法を黒字、出来形寸法を赤字で明示すること</li> </ul>	
写真	工事が完了した土地又はその付近の状況を明らかにする写真	細則第19条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・撮影日時を記載し、工事施行前、工事施行中、工事施工後の各段階における写真を提出すること(工事前後の比較ができるものとする)</li> <li>・平面図に示す設計寸法及び出来形寸法が確認できるものとする</li> </ul>	
その他	位置図	細則第19条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法上の開発許可を受け、盛土規制法の許可を受けたものとみなされた工事の場合に提出すること</li> </ul>	
	工程表		<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法上の開発許可を受け、盛土規制法の許可を受けたものとみなされた工事の場合に提出すること</li> <li>・特定工程に係る工事の施工時期を記載すること</li> </ul>	
	地形図(現況平面図)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法上の開発許可を受け、盛土規制法の許可を受けたものとみなされた工事の場合に提出すること</li> <li>・中間検査が複数回に及ぶものは、2回目以降は不要</li> <li>・各図面については表4-4「図面の詳細」を参考に同等の内容を確認できる図面で開発許可申請時に添付したものを提出すること</li> </ul>		
	土地の平面図(土地利用計画図)			
	現況断面図			
	土地の断面図			
	排水施設の平面図			
	その他市長が必要であると認める図書			

補足

土石の堆積に関する工事は中間検査対象ではありません。ただし、許可に条件を付した場合などで、堆積開始前に災害防止措置状況の確認を行うことがあります。

## 13 完了検査の申請、確認検査の申請

## 法令

## 【法律】

## 第17条（完了検査等）

- 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第13条第1項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第13条第1項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第12条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。
  - 3 第15条第2項の規定により第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第36条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第1項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。
  - 4 土石の堆積に関する工事について第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。
  - 5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第12条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。

## 第36条（完了検査等）

- 特定盛土等に関する工事について第30条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第31条第1項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第31条第1項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第30条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。
  - 3 第34条第2項の規定により第30条第1項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第36条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第1項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。
  - 4 土石の堆積に関する工事について第30条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。
  - 5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第30条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。

## 【省令】

## 第39条（完了検査の申請期間）

法第17条第1項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から4日以内とする。

## 第40条（完了の検査の申請）

法第17条第1項の検査を申請しようとする者は、別記様式第九の完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

## 第41条（検査済証の様式）

法第17条第2項の主務省令で定める様式は、別記様式第十とする。

## 第42条（確認の申請期間）

法第17条第4項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から4日以内とする。

## 第43条（確認の申請）

法第17条第4項の確認を申請しようとする者は、別記様式第十一の確認申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

## 第44条（確認済証の様式）

法第17条第5項の主務省令で定める様式は、別記様式第十二とする。

## 【細則】

## 第19条（完了検査、確認及び中間検査の申請）

省令第40条及び第70条の完了検査申請書、省令第43条及び第73条の確認申請書並びに省令第46条及び第76条の中間検査申請書には、工事が完了した土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他市長が必要があると認める図書を添えなければならない。

## 第2編 手続編

### 解説

土地の形質変更に関する工事を完了したときは完了検査を、土石の堆積に対する工事を完了したときは確認を、それぞれ工事が完了した日から4日以内に申請してください。

完了検査又は確認の申請受付は、毎週火曜日（火曜日が閉庁日の場合は、当該日の前日以前の直近の開庁日）とし、完了検査又は確認は翌週火曜日に実施します。

完了検査では、検査の結果、工事が法第13条第1項又は第31条第1項の規定に適合していると認められた場合は検査済証を交付します。（検査項目については第14章「中間検査及び完了検査」を参照してください。）土石の堆積に関する工事については、構台や鋼矢板等が解体され、全ての土石の除却が行われたことが認められた場合は確認済証を交付します。

なお、法第15条第2項又は法第34条第2項の規定により都市計画法上の開発許可を受け、盛土規制法の許可を受けたものとみなされた工事については、都市計画法第36条による検査済証をもって盛土規制法による完了検査済証を交付したものとみなすため、完了検査を申請する必要はありません。また、完了検査申請及び確認検査申請に手数料は要しません。

検査申請に当たっては、以下の申請書類を提出してください。

表4-12 完了検査申請・確認検査申請に必要な書類

種別	書類名称	根拠規定	備考	様式
申請書	完了検査申請書、確認申請書	省令第40条、第43条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1部提出すること</li> <li>・工事に係る土地が宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域内に跨る場合にあっては、宅地造成等工事規制区域を選択すること</li> </ul>	省令別記様式第9又は第11
	委任状	行政書士法第1条の3、建築士法第21条ほか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代理人が許可申請手続き及び許可書等の受領等を行う場合は、委任状、受任者(代理人)、委任事項及び作成日が記載された委任状の提出が必要。</li> <li>・行政書士法による場合は、行政書士個人又は行政書士法人が代理人となる</li> <li>・建築士法による場合は、建築士個人が代理人となる</li> <li>・委任状は許可申請者である工事主が作成するものなので、代理人が修正及び追記することはできない</li> </ul>	参考様式7（これによらない場合も可）
その他	工事が完了した土地又はその付近の状況を明らかにする写真	細則第19条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・撮影日時を記載し、工事施行前、工事施行中、工事施工後の各段階における写真を提出すること(工事前後の比較ができるものとする)</li> <li>・各図面に示す設計寸法及び出来形寸法が確認できるものとする</li> <li>・設計寸法を黒字、出来形寸法を赤字で明示すること</li> <li>・各図面については表4-4「図面の詳細」を参考にすること</li> </ul>	
	地形図(現況平面図)			
	土地の平面図			
	現況断面図			
	土地の断面図			
	排水施設の平面図			
	擁壁の断面図			
	擁壁の展開図			
	崖面崩壊防止施設の断面図			
	崖面崩壊防止施設の展開図			
その他市長が必要であると認める図書				

## 14 許可工事廃止の届出

## 法令

## 【細則】

## 第17条（廃止又は休止の届出）

法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けた工事主は、当該許可に係る工事を廃止し、又は休止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 工事の許可年月日及び許可番号
- (3) 廃止又は休止の別
- (4) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (5) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (6) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

2 前項の届出書には、市長が必要であると認める図書を添えなければならない。

## 解説

許可工事の廃止は原則として工事着手前に限られます。ただし、工事着手後であっても、次のいずれかに該当する場合には、廃止することができます。工事の廃止に当たっては、作成様式13「工事の廃止届」を提出してください。

- (1) 防災上の措置が終了しているもの
- (2) 許可を取り直すために、手続上廃止する場合

## 補足

水平面から勾配が30度を超え、かつ、高さが2mを超えるものは、静岡県建築基準条例上のがけとして扱われます。許可を受けて施行した擁壁であっても、工事を廃止した場合、法における検査済証が交付されていないため、安全な崖として判断することができない可能性があります。（静岡県建築基準条例第10条）

## 15 許可工事休止の届出

### 法令

**【細則】**

**第17条（廃止又は休止の届出）**

法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けた工事主は、当該許可に係る工事を廃止し、又は休止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 工事の許可年月日及び許可番号
- (3) 廃止又は休止の別
- (4) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (5) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (6) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 前項の届出書には、市長が必要があると認める図書を添えなければならない。

### 解説

工事を完成させる意思があるが、やむを得ない理由により、一時的に工事を休止するもので次に掲げるものに該当する場合には、休止することができます。

- (1) 防災上の措置が終了しているもの又は災害の防止のため必要な措置がとられているもの
- (2) 休止中に安全管理が継続的に行われ、現場管理者が明確であるもの

工事の休止に当たっては、事前に浜松市と協議を行った上で、上記(1)及び(2)が確認できる書類を添えて、作成様式14「工事の休止届」を提出してください。

なお、工事が休止している期間であっても、一定規模以上の工事は法第19条又は第38条の規定による定期報告を行う必要があります。

## 16 許可工事再開の届出

## 法令

## 【細則】

## 第18条（再開の届出）

法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けた工事主は、休止した当該許可に係る工事を再開しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 工事の許可年月日及び許可番号
- (3) 再開しようとする理由
- (4) 再開しようとする年月日
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 前項の届出書には、市長が必要があると認める図書を添えなければならない。

## 解説

休止中の工事については、再開することができます。工事の再開に当たっては、作成様式14「工事の休止届」を提出してください。

## 17 許可に基づく地位の承継

---

### 解説

#### 一般継承

許可を受けた工事主の相続人等の一般承継人は、被承継人の有していた許可に基づく地位を引き継ぎます。地位を承継したときは、軽微な変更として速やかに許可権者に届け出てください。

一般承継人とは、相続人のほか、合併後存続する法人（吸収合併）又は合併により新たに設立された法人（新設合併）を指します。

#### 特定継承

一般承継人に工事を相続する意思のないときは、工事廃止届出書を提出してください。この場合にも、一般承継人は工事の廃止に必要な防災上の措置を完了させてください。特定継承許可を受けた工事主から工事を施行する権利を取得した特定承継人は、一般承継人とは異なり、改めて工事の許可を受けなければなりません。

特定承継人とは、一般承継人以外の承継人を指します。